

## 静岡産業大学教育職員定年規程

### (趣 旨)

第1条 静岡産業大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教育職員」という。）の定年については、この規程の定めるところによる。

### (定 年)

第2条 本学の教育職員の定年は、満68歳とする。

2 学長の定年は、別に定める。

3 総合研究所の所長として任命された教育職員が、第1項の定年を超えてその職にあるときは、任期満了の日を以て定年とする。

### (退職の時期)

第3条 本学の教育職員は、定年に達した日の属する学年度末日に退職しなければならない。

### (定年退職の通知)

第4条 定年により退職となる者に対しては、理事長はその旨を退職の日の3か月前までに本人に通知するものとする。

### (補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本学の教育職員の定年に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### (改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

### 附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 当該学部の完成年度末までに定年に達した者については、第2条の規定にかかわらず理事長がこれを別に定める。

### 附 則（平成7年5月30日改正）

この規程の改正は、平成7年6月1日から施行する。

### 附 則（平成9年2月17日改正）

この規程の改正は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成19年 3 月20日改正）

この規程の改正は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日改正）

この規程の改正は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日改正）

この規程の改正は、平成25年 4 月 1 日から施行する。